

○内山葉子議員 政常会、内山葉子でございます。

本日、東日本大震災から13年目を迎えました。そして、本年1月1日には能登半島がマグニチュード7.6の地震に見舞われました。数多くの方が貴い命を失い、行方不明となった震災を思うと、今なお深い悲しみを覚えます。犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表すとともに、御遺族皆様にお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様、御家族、関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。そして、今なお被災者の救済と被災地の復興支援のために御尽力されている方々に深く敬意と謝意を表します。

日本中どこにいても避けられない災害、いつ起きても不思議でない未曾有の南海トラフ地震に本市がどう向き合うのか、それぞれの立場で様々にお取組を重ねていらっしゃるものと存じます。災害への備えが一段と求められています。未曾有の大災害に見舞われたとき、そのとき必ず想定外のことが起こります。後で、対応があれでよかったということはないのだと思います。後悔ばかりだと思いますが、その後悔を少しでも少なくするためにも、今から想定し、行動しておくべきです。

そこで、本日の質問に入らせていただきます。

南海トラフ地震を想定した防災危機管理についてお尋ねします。

前回の質問で災害時の避難体制整備についてお尋ねしたところ、本市の避難行動要支援者名簿の登録状況については、令和4年の1月1日時点で1万2,656人となっていました。避難行動要支援者とは、75歳以上の独り暮らしの方や心身に障害のある独り暮らしの方など、災害時に避難する際に、何らかの支援が必要な方のことです。あれから約2年たちましたが、1番目、どのような登録状況かお尋ねします。

次に、2番目、個別避難計画の作成状況についてでございます。

個別避難計画は、避難行動要支援者ごとに避難支援を行うものや、避難先などの情報を記載し、災害時に備えておくものです。本市はこれまで、名簿登録者のうち、約半数近い方の個別避難計画を作成してまいりましたが、令和3年5月20日の災害対策基本法の改正により、従前の調査項目に加え、避難経路などの記載が新たに必要となりました。新たな個別避難計画では、要支援者個々の実情を踏まえ、支援の在り方を要支援者とともに協議して避難の意欲を高める必要があります。そのための具体的な進め方は、防災担当部署をはじめ、福祉専門職や社会福祉協議会などと協力しながら、現在検討を進めているはずですが、その後の個別避難計画の作成状況について、進捗をお尋ねいたします。

次に、3番目、個別避難計画作成時の関連する部署及び専門職との連携についてでございます。

より実効性のある計画を作成するためには、本人の健康状態や生活実態を把握し、広域避難が必要な人数を把握することが重要となります。本市におきましては、福祉専門職や防災担当部署及び関係団体ともしっかりと連携を取っていくという答弁をいただきました。こちらの進

捗状況はいかがでしょうか。

4 番目、「個別避難計画書」における体制の今後の改善策についてお尋ねします。

避難行動要支援者で、核家族や隣の方との交流がなく、置き去りになる可能性のある方は、登録された避難行動要支援者名簿中にどのくらいいらっしゃるか把握されていますか。介護福祉士、ケアマネジャーが把握している数字は、いわゆる届出のあった方のみです。要支援者だけではなく、1人たりとも取り残さないような、災害時に声を掛け合う、そのような仕組みが本当にできているのでしょうか。例えば、75歳以上で独居している方でも、ケアマネジャーと提携していない方は把握されていないので、抜けはあります。独居なのに家族がいるような形になっている抜けもあります。抜けている人をどうするかを大切なこととしてほしいと考えます。個別避難計画のフォーマット、一番下の避難協力者2名が要になると思います。協力者なしという方はどうするのでしょうか。自治会長同士の横連携は図られていますか。行政が横連携を図るために旗振りをし、協力を求めないと、各自治会の防災組織が頑張ろうとしても、やはりどこまで動いたらいいのか分からないという自治会長、民生委員たちの声を聞きます。自治会でおのおのが得た情報で勝手に判断しているところがあるからです。指示してほしいと言っております。民生委員の方が一生懸命データを集めてくださっています。個別避難計画書、避難行動要支援者名簿の指定用紙には自治会名が入っていない場合があるので、自治会単位で仕分けできない、民生委員は入るが、自治会名が入っていない、個人情報取扱いをびしっとしてほしいという声をいただいております。

5 番目、他の自治体や専門性のあるNPO法人との連携強化について。

震災で、応援・受援の経験のある自治体から、全国、都道府県、市町村それぞれのレベルで被災自治体の業務を補完するため、カウンターパート方式の活用を参考にし、自治体間の短期応援、長期派遣の人的応援を促進・支援すること。そして、専門性のあるNPO法人と被災自治体の連携が円滑に行われるような支援を行うことが必要かと思えます。それに対しての見解についてお尋ねします。

6 番目、一次避難所から二次避難所への誘導経路の確保及び環境整備の推進について。

断水や停電が続き、インフラ整備に時間がかかる中、早期復旧の見込みがない本市の地域については、災害関連死を防ぐためにも、避難所やコミュニティー単位で二次避難所への誘導経路を確保し、速やかな移動を推進することが必要かと思われます。住み慣れた地域から離れる、二次避難については、地域による集団避難の在り方、避難所での食事の改善や被災地の警備体制強化など、二次避難しやすい体制整備を推進するようにはしていただきたい。東海から四国の沿岸部は能登半島のように孤立するだろうと、多くの専門家から指摘されています。そして、被災者を受け入れるはずの大阪府、兵庫県、中国地方沿岸部なども地震や津波で被災する可能性は大きいとのこと。まずは本市で自立環境を整備するのが先決であり、今述べた二次避難先の誘導経路の確保、環境整備の推進をするための計画策定の本格的準備が早急だと思われます。

どのような見解をお尋ねします。

7 番目、災害時のライフライン設備の確保について。

被災者、避難所への様々な支援での重点的取組の一つとして、やはり一番欠かせないのがライフラインです。能登半島地震では、2月の時点では多くの人が水道や電気などのインフラが止まったまま、冬の寒さの中での避難を余儀なくされました。16市町の約11万戸で断水、石川県は水道の復旧を最優先として取り組み、2月初めまでには9市町で断水は解消されましたが、特に被害が大きかった自治体では復旧が進んでいません。復旧率は、珠洲市で3.1%、輪島市で41.8%にとどまっています。石川県によると、ライフラインである水道の不通で帰宅ができない被災者も多く、なお1万1,447人が避難生活を続けています。断水が長期化し、トイレや洗濯、入浴が制限されるなど、厳しい環境での避難生活が続いています。厚生労働省によりますと、こうした背景には、配水管の損傷に加え、浄水場や配水池といった水道の大本の施設に大きな被害が出たためだとしています。

そこで、ライフラインが寸断されても避難所生活が維持できるよう、受水槽の容量の拡大、そして電気の面では、再生可能エネルギー発電や蓄電池の導入を進めることが不可欠だと思いますが、見解をお尋ねします。

8 番目、災害時における情報掲示板構築についてお尋ねします。

災害時に行政が市民に対してお知らせしても、行政のほうでは、市民の緊急のヘルプの声を迅速に拾い上げ、対応しなければなりません。そのためにも、情報掲示板、書き込みのプラットフォームを作り、被災者・避難所生活者が必要としている物資などのリアルタイムの把握と情報提供について、相互活用できるツールが必要かと思いますが、見解をお尋ねします。

9 番目、高齢者、乳幼児等の被災時のケア体制について。

苛酷な状況下、特に通常の食事では対応できない住民の方々、高齢者、乳幼児、嚥下困難者、慢性疾患患者、食物アレルギー者などが避難所にはいらっしゃいます。他方、避難所においては、要配慮者が取ることができる食事を備蓄していないケースも少なくなく、長期化すれば健康被害が発生するケースもあります。食の備えに関するガイドラインがあるのならば、要配慮者への食料備蓄の必要性や備蓄のメニュー例、行政栄養士を交えた防災部局と健康づくりの部局との連携体制の構築、期限切れに伴う食料を廃棄せず、消費しながら備蓄するローリングストックなどを取り入れるべきだと思います。ただ、無論、御家族が日頃の生活を一番分かっているいらっしゃいますので、可能な限り、特別な食の備えはしておくよう、本市が啓発するべきです。

また、高齢者や乳幼児は自覚症状がなくとも、大きなストレスが体に襲いかかります。災害関連死を防ぐためにも、弱い立場の方へのケアは、カウンセラーの派遣など、被災者への心のケアとサポート体制の充実が大切ですが、どのようにお考えをお聞かせください。

次に、件名、新型コロナワクチン接種に伴う予防接種健康被害救済についてお尋ねします。

1 番目、本市の新型コロナワクチン接種状況について。

2 番目、予防接種健康被害救済制度の申請及び審査状況について。

3 番目、健康被害の相談状況について。

新型コロナワクチンの副反応被害の実態。厚生労働省、2024年2月19日発表のデータは、国の疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会）の資料によると、新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査進達受理件数は1万273件のうち、認定件数6,276件、否認件数1,146件、保留件数50件となっています。死亡一時金または葬祭料に係る件数については、進達受理件数は1,194件のうち、認定件数463件、否認件数102件、保留件数2件となっています。

国の新型コロナワクチン健康被害給付金は、令和5年度厚生労働省所管一般会計歳出予算補正（第1号）各目明細書によると、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金の令和5年度当初予算額約3億6,000万円に対し、補正予算要求額は394億1,096万6,000円となり、補正後、総額予算額は当初予算の約110倍です。2021年6月に大きく広がり、翌年から被害と同時に死亡者数も爆上がりしています。これが実態です。

Y a h o o ! ニュースにも出ましたが、厚生労働省で一般社団法人ワクチン問題研究会が記者会見をいたしました。新型コロナワクチン副作用被害の拡大と、その内容の事実確認ということで行いました。新型コロナワクチン副作用被害は、たった3年で過去45年分を上回っています。その記者会見と同時に、京都大学名誉教授福島雅典氏が、日本の現状と世界の全体における新型コロナワクチン接種後の副作用についての調査結果というものを共に発表されたわけです。2021年12月から2023年11月の間に、米国立医学図書館が提供する医学関連分野の文献データベースによると、これに報告された副作用被害件数は、1つのワクチンで前代未聞の3,071件。その内容は、血液、神経、内臓、目など全ての臓器で疾患が起こっており、血小板減少、心筋炎、ギラン・バレー症候群、アナフィラキシー症候群、精神障害の副作用など、また複数の疾患が同時に発症するようなことがある。福島医師は、日本国内での症例で中でも驚いたのは、28歳男性患者です。その男性の生体検査をして、涙ながらに止めるべきだと訴えました。心臓が溶けている、心臓融解を起こしている。このデータを見ると、今までの全てのワクチンの中でも被害が突出しているということです。

4 番目、予防接種健康被害救済サポートの強化についてお尋ねします。

各自治体が既に取り組んでいる施策につきましては下記の事例があります。抜粋します。予防接種健康被害救済制度のハードルを下げる施策です。大きな3つのハードルがあります。1、煩雑であること、2、お金がかかること、3、認定まで時間がかかることなどから、申請書類の費用を補填したり、市区町村窓口への教育、医療機関の記載する受診証明書の記載マニュアルを作成するなど、実情に沿った施策が展開されています。その一つに、支援金として、健康被害見舞金や予防接種被害見舞金、健康被害申請費助成金支給制度など、全国の自治体で施策が打たれていて、愛媛県では、北宇和郡鬼北町で新型コロナワクチン副反応等見舞金という制

度があります。その他、独自の施策、患者の様々な現状に寄り添った施策を打ち出している自治体もあります。ワクチン健康被害患者の診療拒否をしないよう指示した通達、奈良県。後遺症改善プログラム、長引く副反応に対応する診療先公開、新型コロナワクチンの副反応でお悩みの方などを対象に、不安を解消する仕組みとして、医師にオンライン相談ができる、大阪府泉大津市。

また、接種記録保管のための施策。接種記録保管期限は、法律上5年以上と定められており、5年で破棄されてしまう可能性もあります。以前も市議会にて、私は本市の接種記録保管期限の延長を要望いたしました。5年間の保存ですという答弁でありました。しかしながら、この新型コロナワクチンは生後6か月の乳幼児にも接種がなされています。日本人の平均寿命は約80歳と高く、今後の薬害被害を考えると、5年という期間は非常に短い。過去の薬害を学んだ上でも、同様に短さに驚く市民が多いのです。東京都小平市、30年に延長。千葉県我孫子市、10年に延長。茨城県水戸市、30年に延長です。

前述しましたように、全国で進達されている予防接種健康被害は爆発しています。予防接種副反応被害に責任を持つためにも、接種記録保管は延長しなければなりません。改めて、その後の見解をお尋ねいたします。

次に、件名、地方自治法の改正についてお尋ねします。

先般3月1日、自治体に対する国の指示権を拡充する地方自治法改正案が閣議決定されました。大規模災害や感染症危機などの非常時であれば、個別法に規定がなくても、国が自治体に必要な指示ができるようにすることを柱とした地方自治法改正案であります。報道によると、今回の改正案は、政府が閣議決定という手続きを経れば、個別法に規定がなくても、自治体に対し、法的義務を持つ指示を行えることを規定する内容であるとのこと。全国知事会など、地方側は必要性に理解を示しつつも、指示が乱発されれば国と自治体の対等関係が損なわれると警戒しております。

地方自治法は、第1条において、「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする」と定めています。しかし、上記の改正案は、一般的に地方公共団体の団体自治及び住民自治の2つの意味における地方自治を確立することとされている地方自治の本旨と相入れないものと考えます。また、同法第245条の3には、普通地方公共団体に対する国の関与は、必要な最小限度のものにすると定められていることともそごが生じます。

以上の理由から、政府の統制力がこれ以上強められることなく地方自治が健全に守られるよう、今治市議会は国会に対し、次の事項を強く求めていくべきかと考えますが、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の団体自治や住民自治を制限するような地方自治法改正は行わない。

非常時における国からの指示権を創設する場合は、非常時とされる事態を明確にするとともに、地方自治体の自主性、自立性を尊重する観点から、行使する際の要件を絞った上で法に明確に規定し、権限の行使に当たっての適正確保のための慎重な手続を設けるなど、極めて限定的かつ厳格な制度となるよう慎重に検討すること。非常時における対応であったとしても、広く国民に大きな影響を及ぼす地方自治法の改正に当たっては、国会における議論にとどまらず、地方公共団体の長、議員などから広く意見を聴取の上で行うことを必要最低限の条件とし、改正案に関わる協議内容及び国民生活への影響などを国民に対して分かりやすく周知し、国民的な議論を経た上で慎重に進めることについてです。

多くの市民は、このような未曾有の改正案である地方自治法改正案に対し、かつてない不安を抱いております。このような事項を本市においても議論し、地方自治体の本旨が守られることに対して動いていただきたいと思いますが、今治市は、地方自治体としてどのようなお考えかお尋ねいたします。

次に、件名、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント防止対策の取組についてお尋ねします。

2022年12月議会で、件名、今治市消防本部で起きたパワーハラスメントについて、1番目、パワーハラスメント防止のための今後の取組について一般質問し、事前の予防に重点を置いた取組として、外部にハラスメント相談窓口を設置し、設置のみならず、相談窓口がスムーズに活用され、解決につながるアクションを促すよう要望いたしました。消防長は、相談体制の整備や職場環境づくりに取り組むとおっしゃいました。そして、要望がかない、今年度は早速外部相談窓口を新設されたわけですが、解決はスムーズにできているのか、仕組み、体制に問題はないのかを知るためにも、1番目、内部相談の現状について、2番目、今年度に新設された外部相談窓口の現状についてお尋ねします。

最後に、件名、地域乗合タクシーについてお尋ねします。

今治市では、路線バス廃止後においても市民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、御利用者の予約に応じて、各地域の停留所と目的地停留所の間を乗り合いで送迎する乗合タクシーを朝倉地域、吉海地域において運行しています。玉川地域においても、令和5年10月から運行を開始いたしました。

私は、昨年の議会で、コミュニティバスの導入をしてはいかがかと質問いたしました。しかし、現在まだ開始して日も浅いことから、乗合タクシーの動向を見てから検討するという答弁でありました。地域住民の移動手段を確保するために、交通空白地帯の解消のため、また交通事業者が赤字路線から撤退した後、高齢者や障害者、学生や児童など、交通弱者の交通手段が失われないよう、乗合タクシーの運行を開始したわけですが、その後を検証していかなければなりません。そこで、1番目、現在の利用状況についてお尋ねします。

そして、2番目、今後の課題点と改善点が見えてきたかと思われまますので、その点について

お尋ねします。

以上です。

○藤原秀博議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 内山議員御質問の南海トラフ地震を想定した防災危機管理についてのうち、3番目の個別避難計画作成時の関連する部署及び専門職との連携についてお答えさせていただきます。

本市では、災害発生時に自力で避難が困難な高齢者やハンディキャップのある方などに対して避難行動要支援者名簿を作成し、自治会や自主防災組織などと連携を図りながら、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めております。また、避難支援を実効性あるものとするために、名簿の作成に合わせて、要支援者お一人お一人の避難支援に必要な情報をまとめた個別避難計画書の作成を進めることが重要であるとの認識の下で、既に今年度より、要介護3以上や障害者手帳1級、2級の方から先行して、福祉専門職の方々の協力を得ながら個別避難計画の作成に着手しております。

さらに、難病患者や医療的ケア児の方々に対する災害時の避難支援についても検討を進めております。

例えば、難病患者の方につきましては、災害時の避難に配慮が必要な在宅難病患者の情報を持つ今治保健所と連携し、昨年11月には本市の防災危機管理課、福祉政策課のほか、医療・福祉関係者、自治会長など、地域住民の皆さんにも御参加いただき、難病患者の避難訓練を実施いたしました。また、その際に明らかになりました課題、移送時のたん吸引をどうするのか、複数の避難ルートを想定しておく必要があるのではないかといった点についても対応策を議論したところであり、こうした点についても、今後の個別避難計画の作成に反映していく予定でございます。

一方、医療的ケア児につきましては、医師、訪問看護ステーション、愛媛県医療的ケア児支援センター、今治保健所、本市の福祉・教育部門の関係者など、保護者を交えた連絡調整会を定期的に行い、お互いの顔が見える関係性を構築するとともに、医療用具や衛生材料の備蓄、停電時の電源確保などを記載した災害時対応ノートの作成も進めております。

災害時要配慮者に対する取組は、様々な機関が災害時に全ての方の命を守るという1つの目標に向かって、強固な連携と信頼の下で取り組むことが何より重要でありますことから、今後も個別避難計画の作成を通じ、関連部署、専門職の方々とは有機的かつ効果的な連携を図ってまいります。

今回の内山議員の災害対応や新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関する質問をお伺いし、様々なことに関心を持たれ、心配をなさっているんだろうと実感いたしました。今日は3月11日、マグニチュード9.0、最大震度7が観測され、沿岸部に巨大な津波が襲い、死者、行方不明者の数は合わせて2万人を超えるという未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発

災から13年が経過します。「天災は忘れた頃にやってくる」の警句で有名な物理学者、寺田寅彦先生は、必要以上に恐れたり、必要以上に恐れなかったりするは簡単だが、正当に怖がることはなかなか難しいという言葉を残されています。流言飛語に惑わされたり、一部の人の見解をうのみにするのではなく、確かな知識を持って正しく恐れることの大切さを改めて感じた次第でございます。

その他の御質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

○長谷部孝一健康福祉部長 内山議員御質問の南海トラフ地震を想定した防災危機管理についてのうち、1番目、2番目、4番目につきまして、私からお答えさせていただきます。

1番目の避難行動要支援者名簿の登録状況についてでございますが、本年1月1日時点の本市における避難行動要支援者名簿の登録者数は1万222人となっております。

次に、2番目の個別避難計画の作成状況についてでございます。

本市では、今年度より、従来の個別避難計画書の様式を見直し、本市独自に、お住まいの地域のハザードの状況、医療・福祉サービスの利用状況、避難移動及び避難所生活での配慮事項、災害への備えといった項目を新たに追加しております。併せて、要介護認定3以上や障害者手帳1級、2級をお持ちのハイリスク層の方々に対して、ケアマネジャー等の協力を得ながら個別避難計画書の作成を進めております。

次に、4番目の「個別避難計画書」における体制の今後の改善策についてでございます。

近年、核家族化の進行等により独居高齢者が増加しており、避難行動要支援者名簿登録者のうち、避難支援協力者が登録されている方は全体の約4割といった状況です。本市では、現在福祉専門職に委託している個別避難計画作成の対象者を、令和6年度からは要介護認定2以下のミドルリスク層まで拡大するとともに、身体はある程度お元気であるものの、避難に不安を持たれているローリスク層の方々に対しても、自主防災組織等を対象に個別避難計画の作成に関する支援を行い、課題となる避難支援協力者の確保に向け、福祉関係者、地域の皆様とともに取り組んでまいります。

今後、個別避難計画の作成を通じて、誰も取り残さないインクルーシブな防災を実現するため、世代の枠組みを超えた地域のつながりを再構築、強化していくよう努めてまいります。

続きまして、御質問の2件目、新型コロナワクチン接種に伴う予防接種健康被害救済についてお答えいたします。

まず、1番目の本市の新型コロナワクチン接種状況につきましては、年代別に最も多い接種回数での接種率を御説明させていただきます。7回接種した65歳以上の方は41.8%、5回接種した12歳から64歳までの方で18.5%となっております。5歳から11歳の小児接種では、5回接種の方で1.9%、生後6か月から4歳の乳幼児接種の状況では、4回接種の方で0.6%となっております。

次に、2番目の予防接種健康被害救済制度の申請及び審査状況についてでございます。

現在、本市で20件の健康被害救済給付の申請がございまして、症状といたしましては、発熱、気管支炎、アナフィラキシーショックなどとなっております。受理させていただいた申請は、速やかに調査を行い、愛媛県を通じて厚生労働省に送付しており、20件のうち2件は既に健康被害の認定がなされております。このほか、今治市で調査中のものが5件、国の審査会で審査中のものが13件となっております。

次に、3番目の健康被害の相談状況についてでございます。

ワクチン接種後の副反応に関する御相談につきましては、愛媛県が設置する副反応等の専門的な相談に対応するコールセンターもございしますが、本市に寄せられた御相談には保健師が相談者にしっかりと寄り添い、状況の聞き取りを行う中で、必要に応じて医療機関の受診や健康被害救済給付の申請をお勧めしております。

最後に、4番目の予防接種健康被害救済サポートの強化についてでございます。

まず、接種記録の管理に関しましては、国においても、予防接種の記録の在り方について議論されているところであり、本市におきましても、従来の紙での保管に加え、電子データでの保存を行うこととしており、保存期限の延長についても検討しているところでございます。

健康被害救済給付の申請につきましては、必要書類や申請書の記入方法など、懇切丁寧に説明を行い、申請に関し、不安を感じることがないように、今後も健康被害に遭われた方々に寄り添った対応を続けてまいります。その他の支援につきましても、国の方針や他市の状況も注視しながら調査研究に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○八木明人地域振興部長 内山議員御質問の南海トラフ地震を想定した防災危機管理についての5番目から9番目について、私からお答えさせていただきます。

まず、5番目の他の自治体や専門性のあるNPO法人との連携強化についてでございます。

本市が被災した場合には、まずはカウンターパートである東温市など、3つの自治体に対して応援の要請を行いますが、巨大地震の場合、これらのカウンターパートも被災している可能性が高いと考えられます。そうした困難な状況の中においても機能する枠組みの一つとして、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定書というものがございます。これは、瀬戸内海沿岸に所在する地方自治体78市町村で構成する海ネット共助会員が協定を締結したもので、相互に救援協力し、被災会員の応急復旧対策を円滑に遂行しようとするものでございます。こうした協定等を活用しながら、ピースウィンズ・ジャパンやVサポートなどのNPO法人など、各種民間事業所を含め、受けられる支援の輪をどんどん広げていければと考えております。

次に、6番目、一次避難所から二次避難所への誘導経路の確保及び環境整備の推進についてでございます。

南海トラフ巨大地震を想定した場合、被災の範囲が大規模となるため、二次避難については、

四国圏域で対応することは大変困難だと考えております。ただし、しまなみ海道の通行が可能となっていれば、先ほど紹介いたしました海ネット共助会員の中で、被災が比較的少ない自治体から二次的な避難を行えるホテルなどの提供を受けることは可能と思われまます。まずは、こうした仕組みを利用しながら、国や愛媛県などと連携しつつ対応していくものと考えております。

次に、7番目、災害時のライフライン設備の確保についてでございます。

ライフラインの確保として、給水に関しては、主要な配水池に緊急遮断弁が設置されており、そこから水道水を確保することにより、給水車で各避難所等へ運び、給水することが可能となっております。また、電気に関しては、発電機を各避難所に1台ずつ、合計141台の備蓄を目指しておりますが、ソーラーパネルを搭載した蓄電池も有効であり、今後は、再生可能エネルギー発電などについても、災害用備蓄物資整備計画に基づき、発電機とセットで備蓄を検討してまいります。

次に、8番目、災害時における情報掲示板構築についてでございます。

インターネット上にプラットフォームを作成し、そこに市民が様々な要望を書き込むことは、情報が錯綜してしまい、本当に大事な情報を拾い上げていくことが困難となってまいります。大規模災害時には、正しい情報をしっかりと拾い上げることは重要であり、デジタル技術を活用するなど、今後も研究してまいりたいと考えております。

次に、9番目、高齢者、乳幼児等の被災時のケア体制についてでございます。

要配慮者の食事対策としては、高齢者に対しては白がゆなども整えており、また乳幼児に対しては、粉ミルク、ライスクッキーなどを備蓄しております。このうち、粉ミルクは賞味期限が短く、約1年で廃棄となるため、保管している公立保育所等で活用するなど、ローリングストックを行うようにしております。ただし、慢性疾患、食物アレルギーの方などに対応した特殊な食料につきましては、品質保持などに難しい面があり、十分な対応は困難な状況でございます。そのため、日頃から御家庭でしっかりと備蓄していただく必要があります。こうした点につきまして、今まで以上に市民への啓発に取り組んでまいります。

また、要配慮者への食事や健康管理につきましては、保健師や管理栄養士などによる現場での活動が非常に重要になってまいります。本市には54名の保健師が在籍しておりますので、まずは保健師が先頭に立って被災者の心身のケアを行い、1人でも多くの命を守ることができる体制づくりを進めるとともに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）などの災害派遣チームと連携したサポート体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

続いて、御質問の3件目、地方自治法の改正についてお答えいたします。

国の地方公共団体に対する補足的な指示につきましては、感染症危機や大規模災害など、今後起こり得る想定外の事態には必要なことであると理解ができます。ただし、指示権の発動前には自治体からの意見を聴取する仕組みを盛り込み、事前に適切な協議、調整がなされること

が重要であると認識しておりますので、今後の国や全国知事会及び全国市長会などの動向を注視してまいります。

続いて、御質問の5件目、地域乗合タクシーについてお答えいたします。

1番目の現在の利用状況についてでございますが、本市では、令和4年4月から朝倉・吉海地域で、さらに、令和5年10月からは玉川地域で乗合タクシーの運行を開始し、また上浦及び大三島の一部地域では、令和5年1月30日からチョイソコおおみしまを運行しております。各地域の利用状況につきましては、令和5年4月から令和6年2月末までの月平均延べ利用者数が、朝倉地域で22人、吉海地域で176人、玉川地域で123人、上浦及び大三島地域で210人でありました。

乗合タクシー運行エリアの朝倉、吉海、玉川地域では、いずれも65歳以上の方など、割引運賃適用の方の御利用が9割強と多く、利用目的といたしましては、多くは買物及び通院となっております。また、チョイソコおおみしまエリアの上浦及び大三島地域では60歳以上の方の御利用が全体の7割強で、買物及び通院のほか、入浴施設などへの移動にも多く利用されている状況となっております。

次に、2番目の今後の課題点と改善点についてでございます。

吉海地域、上浦・大三島地域においては一定の御利用をいただいておりますが、朝倉地域におきましては利用があまり伸びておらず、利用者から、「便数が少ない」「乗降場所が少ない」「家から乗降場所までが遠い」などの御意見をいただいております。このような状況を受けまして、昨年10月より運行を開始いたしました玉川地域乗合タクシーでは、身近なごみ集積所を乗降場所に設定し、乗降できるスポットを大幅に増やすとともに、運行便数も他地域より増やし、1日6便とすることで、好評をいただいております。現在、今治営業所から朝倉支所まで走っております路線バス、朝倉線が乗務員不足などの影響により、今年の9月末で廃止となることから、地域の足を守るため、10月から、朝倉地域乗合タクシーの運行エリアを朝倉地域全域に拡大し、玉川地域と同じように乗降場所と運行ダイヤを増設するほか、地域の方へのアンケートを通して目的地を再検討するなどして改善を図ってまいります。

また、現在の公共交通を支えていただくドライバーなどの人材不足課題解決のため、新年度予算にバス、タクシーの第二種運転免許取得費用に対する補助を計上するなど、旅客運送事業者の人材確保のための取組を支援してまいりたいと考えております。

今後ますますバス路線の廃止拡大が想定されますが、地域の実情やニーズに適した形で、採算性も考慮しながら、持続可能な地域公共交通ネットワークについて、様々な方法で調査、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○白石勝志消防長 内山議員御質問のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント防止対策の取組についての1番目、内部相談の現状について、私からお答えさせていただきます。

消防本部では、ハラスメント事案の発覚直後に内部相談員体制を見直し、30歳代男性4名、女性職員1名の5名を新たに加え、合計9名体制として、年代、性別に関わらず、相談しやすい体制へと強化を図りました。今年度、消防本部の内部相談員が受けた相談件数は1件でありました。参考までに、市長部局の今年度の内部相談件数は14件となっております。また、消防本部では、独自にスマートフォン等から匿名で相談ができる内部通報窓口を設置し、相談窓口の充実に最優先で取り組んでおり、これまで16件の相談を受けております。これら内部相談窓口において相談や通報があれば、事実関係の迅速かつ正確な確認及び適切な対処を実施しております。併せて、ハラスメント内部相談員に任命した職員については、その対応能力を高めていく必要があることから、総務省をはじめとするハラスメント専門家による相談対応に特化した研修を実施するなど、市長部局と協力して相談員のスキルアップを図っております。

消防本部といたしましては、組織体制の見直しも含め、職員が働きやすい職場環境づくりに取り組んでおりますが、市長部局とも連携を密にし、引き続き、ハラスメントの防止に努めてまいります。

以上でございます。

○木原元喜総務部長 内山議員御質問のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント防止対策の取組についての2番目、今年度到新設された外部相談窓口の現状について、私からお答えさせていただきます。

今年度、消防を含めた全職員を対象に、匿名でも相談ができる外部相談窓口を松山市のサクセスブレインズ株式会社に委託し、ハラスメントの対応を専門とする男女2名の産業カウンセラーが相談を受け付けております。相談は、利用者が希望する方法を選ぶことができ、電話やメールのほか、オンライン面談や出張面談、夜間や土曜、日曜、祝日の面談にも対応しており、いつでもどこでも相談できる利便性の高い相談窓口を設置いたしました。その利用状況でございますが、令和5年4月11日の開設以来、先月末日までの間、5名の職員が利用しており、中には複数回の利用者もいることから、利用件数にいたしますと、延べ18件となっております。

また、相談窓口において早急な対応が必要と判断される事案が発生した場合には、相談者である職員を守り、精神的にサポートすることを最優先に考えながら、事実関係を十分に調査し、問題解決に向け、関係機関とも連携しながら、迅速かつ的確に対応する体制を整えておりますが、今年度相談のあった5名につきましては、そうした状況には至っておりません。

ハラスメントは、人の尊厳を傷つける、決して許されない人権侵害であります。また、職場環境を悪化させ、円滑な職務の遂行を阻害するものでもあります。もし、自分や自分の家族がいじめ、嫌がらせなどのハラスメントを受けたとしたらどのように感じるかをイメージすることで、この問題の重要性が理解できるものと考えております。

ハラスメントを撲滅するためには、研修等の充実に図り、定期的な現状把握や啓発活動を効

果的かつ継続して行くとともに、今後も、相談者が安心して相談できる、相談しやすい窓口の充実に努め、職員同士が円滑にコミュニケーションを取ることのできる風通しのよい職場づくりに、消防も含め、全庁を挙げて取り組んでまいります。

以上でございます。

○藤原秀博議長 以上で答弁は終わりました。

再質疑、再質問はありませんか。

○内山葉子議員 議長。

○藤原秀博議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 南海トラフ地震を想定した防災危機管理の件です。

災害でできたこと、できなかったこと、その先、どのようなことが待ち受けているかをはっきり語ってくれる羅針盤的、災害エスノグラフィーというものがあります。ない時間、ない資源であったり、非常な困難の中で同じような体験をして戦っていた行政の方々がありのままに語ってくれるのが災害エスノグラフィーです。職員のみならず、私たち一人一人が次に災害に向かうことへの心のよりどころになるはずで、こちらもぜひ利用していただきたいと思えます。

私は現在、今治自然栽培農学校をつくっています。そのシゼンタイグループは全国にまたがり、その中の石川県羽咋市のグループの施設は今回の能登半島地震で全焼し、この関連の福祉施設に多くの方が避難されました。その報告を受け、2日にはシゼンタイグループのメンバーが即、水や食料、簡易トイレなど、救援物資を購入に走り、駆けつけてくれました。私も、今治市のメンバーに声をかけ、同日には救援物資を約50人のメンバーがおのおの持ってきてくれ、仕分けし、翌日の朝、トラックで被災地に入ってくれました。それから、現地のNPO法人の方たちとも連絡を密に取り合い、何が必要か、困っていることをつぶさに聞き、できる限りのことはしてまいりましたが、南海トラフ地震を想定した防災危機管理についてお尋ねしたわけですが、やはり初動対応の質が被害状況や二次災害の有無に影響を及ぼします。そのときに要るであろう、ありとあらゆる場所での想定が必要です。

まずは、命を守る、その大事な初動を市民一人一人がいつも意識し、それから自助でできる限りのことをする。そのためにも、本市が可能な限り防災危機管理体制を今後きちんと整備し、安心・安全な市民の暮らしを守ってほしい、そう強く要望して質問を終わります。

○上村悦男議員 通告に基づき、質問させていただきます。

まず、合併20周年記念事業についてお伺いいたします。

徳永市長は、令和4年12月定例会での達川議員の質問に対し、「これまでの20年を踏まえ、またその先の新たな20年を見据えながら、市民の皆さんと一体となって魅力的かつ持続可能な今治市らしいイベントを各地域で展開するとともに、そこで生まれる地域の絆や新たな物語を今治市の大切な宝物として磨き上げることで、今治市に吹き始めた新しい風を次は全国へと届けることができるよう、全力で取り組んでまいりたい」と答弁されました。

この答弁に始まった合併20周年記念事業に係る令和5年度分の予算をまとめてみると、当初予算にトータルプランニング委託料1,500万円を含む1,870万円、9月補正予算に、オープニングイベント400万円とPR広報物の作成等に2,700万円、合わせて3,100万円、12月補正予算に、JR四国主催の記念事業に合わせた事業開催のための75万円を計上と、令和5年度分だけで5,000万円以上の予算が合併20周年記念事業に充てられています。これに、来年度実施予定分の今治みらい発掘プロジェクト12、市民がさんかくおむすび交流会、合併20周年記念式典、グランドフィナーレに係る予算4,367万8,000円を加えると、合併20周年記念事業費は、2年間で合計9,412万8,000円となります。さらに、来年度の実施が予定されている地域伝統芸能交流推進事業や地球環境観測等に貢献する大型船の誘致など、関連事業予算を加えると、総額約2億円となります。

私は、合併20周年記念式典等を実施することに反対するものではありませんが、事業については、一つ一つをしっかりと精査し、目的に資する事業のみを、できるだけお金をかけずに実施すべきと考えます。

先日の新聞報道にもありましたが、昨年、令和5年の生活保護申請件数は25万5,079件で、4年連続で増加しています。また、高齢者世帯だけでなく、現役世代の申請も増え、困窮者の広がり懸念される状況にあります。今治市も全国と同様な状況にあることを考えれば、合併20周年記念事業については、その実施について、市民の多くが納得でき、心の底からお祝いできる式典、事業にしなければなりません。

そこでお伺いいたします。

1番目は、合併20周年記念事業の意義や目的についてです。

市長は、令和5年第2回定例会において、地域振興部及び合併20周年記念事業課を新設するに当たり、これまでの20年を検証しつつ、20年先の今治市のあるべき姿を市民の皆さんとともに描き、未来への一步を力強く踏み出すためと説明されました。私も、合併20周年を契機に、平成16年に策定された新市建設計画等に従って合併について検証し、課題解決の方策を市民とともに協議していくことはとても大切だと思いますが、多額の経費を使い、合併20周年記念事業を行うのであれば、市民に対し、事業の目的や意義をきちんと説明した上で実施する必要があると思います。関連事業を含め、2億円近い予算を使い、合併20周年記念事業を行う意義や

目的についてどのように考えておられるのか、改めてお聞きします。

2番目は、合併20周年記念式典の内容についてです。

本年1月28日には、今治市公会堂においてオープニングイベントが盛大に行われました。この予算が400万円でしたが、来年1月開催予定の合併20周年記念式典には、オープニングイベントの2倍以上の経費、895万2,000円が予定されています。どのような式典を行うつもりなのか、委託料500万円の内訳と併せてお聞かせください。

3番目は、「市民がさんかくおむすび交流会」及び「グランドフィナーレ」の必要性についてです。

「むすんだ絆、つながる未来」をキャッチフレーズとする合併20周年記念事業の中心となる事業が今治みらい発掘プロジェクト12だと思います。その取組の中間報告として、市民がさんかくおむすび交流会、最終報告としてグランドフィナーレが計画されていますが、2事業で1,000万円以上の経費をかけて実施することの必要性について説明をお願いします。本来であれば、この2事業は今治みらい発掘プロジェクト12、2,062万円の中で実施すべきだと考えます。

次に、防災・減災対策についてお伺いいたします。

本年1月1日に能登半島地震があり、石川県では、現在もなお、1万人以上の人々が避難所等で生活されています。こうした中、今治市では、石川県輪島市や七尾市に職員を派遣するとともに、今治タオル工業組合に加盟するタオルメーカーから提供されたタオル1万枚を今治地区トラック協会等の協力を得て被災地に送るなど、今治市の特色を生かした温かい支援が行われています。また、令和6年度当初予算には、能登半島地震を教訓とした防災・減災対策を全庁的な取組としてまとめ、防火水槽の整備などの予算を計上していただいております。このように、南海トラフ巨大地震など、今後起こることが想定される災害に対し、市民の命、市民の安全と安心を最優先に考え、万全の備えに努めていただいていることに心から感謝申し上げます。

さて、今回の能登半島地震でよく報道されているのが被災地で長引く断水についてです。3月8日現在、石川県内では、約1万7,250戸で管路や配水管の破損による断水が続いております。私も、平成30年の西日本豪雨の際には、上島町において1週間余りの断水を経験しました。飲料水よりも、トイレ、お風呂といった生活用水に困ったことや、子供たちが困らないように、地域の方たちが井戸からくんだたくさんのお水を毎日学校に届けてくださったことなどを今でもはっきり覚えています。今回の能登半島地震では、各家庭につながる管路だけではなく、上流の浄水場なども被害を受け、断水が長期化し、2か月以上も不便で苦しい生活を強いられているわけですので、住民の方たちは、一日も早い上水道等の復旧を強く願っていることと思います。

そこでお伺いいたします。

1 番目は、今治市の水道施設における耐震適合率と令和10年度末までの耐震改修に関する計画についてです。

国は、水道施設の耐震化を促進し、令和10年度末までに耐震適合率を60%以上に引き上げる目標を掲げております。石川県の耐震適合率は、令和3年度末時点で全国平均41.2%に対し、36.8%にとどまっていたわけですが、同時点の今治市における耐震適合率と、耐震適合率を60%以上に引き上げていく令和10年度末までの計画についてお聞かせください。

2 番目は、上水道等の長期間にわたる供給停止を避けるための対策についてです。

令和4年9月に改正された今治市耐震改修促進計画を見ると、南海トラフ巨大地震による本市の被害想定で、上水道断水人口が、直後、給水人口の95%、1週間後、81.2%になっております。また、起きてはならない最悪の事態として、上水道等の長期間にわたる供給停止が挙げられています。今後、今治市は、上水道等の長期間にわたる供給停止を避けるため、どのような対策を行っていかうと考えられているのかお聞かせください。

以上です。

○藤原秀博議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 上村議員御質問の合併20周年記念事業についての1番目合併20周年記念事業の意義や目的についてお答えさせていただきます。

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、平成の大合併がスタートし、基礎自治体に求められる役割の増大、生活圏・経済圏の拡大、地方財政の逼迫といった背景もあって、全国に3,232あった市町村は1,718自治体に、愛媛県におきましても、70市町村から20市町にまで減しました。本市におきましては、12の市町村が平成17年1月16日に合併。これは、全国でも3番目に大規模な合併でありました。

合併の功罪については様々な意見がございます。地域名が消える、施設が統廃合される、地域の歴史・文化が失われる、財政事情が異なる自治体が1つになるのは不公平、行政と住民の距離が拡大し、住民の声が届きにくくなる、こういったデメリットも確かにございます。しかしながら一方で、高度で複雑化する行政事務に対応できる、広域的な施設整備が可能になる、行政サービス水準の統一ができる、役所の管理部門が効率化され、行財政改革が進むといったメリットがございます。

例えば、本市におきましても、合併によってバリウォーターやバリクリーンなど、機能を集約させた効率の高い施設を多くの市民の皆さんが使えるようになりました。また、移住先やサイクリストの聖地としても国内外から高い御評価をいただいておりますしまなみ海道沿線、その品質で世界を魅了する今治タオル、海運・造船・舶用・ファイナンスなどの企業が集積する日本最大の海事都市・今治、石油、ガスなどの製造・備蓄基地が立地するエネルギーのまち・今治、大山祇神社や村上海賊、村上三島先生や丹下健三先生など、優れた歴史や文化、市民に元気を与えてくれるFC今治など、多くの誇れる地域資源を市民みんなで共有することが可能

となりました。

合併20周年記念事業は、単なる合併20年をお祝いするイベントでないことは上村議員も十分に御理解いただいていることと存じます。私たちは、合併して20年を迎えるに当たって、各地域が持つ特色ある豊かな個性を今治市全体で最大限に生かすにはどうしたらよいかを考えていきたい。将来的に人口が10万人を割り込むことも予想される中、どうやって地場産業の活力を維持するのか、働き手をどう確保するのか、観光振興や移住・定住促進にどう取り組むのか、大規模災害時に共助の力は発揮できるのか、こういった様々な問題を10年、20年先に地域を担ってくれるであろう今治みらい発掘隊の皆さんも交えて考えていきたいのです。

このため、合併記念事業は次の3つの基本的なテーマに基づいて展開してまいります。

1つ目は、「地域をむすぶ、人をむすぶ」という考え方です。これまで各地で行われていた既存のイベントに、「むすぶ」という観点から様々な付加価値をつけることを企画し、新しい地域コミュニティの創出や広域的な地域間交流を仕掛けてまいります。

2つ目は、地域の魅力発信です。12の家族が持っている様々な伝統、文化、風土、食を一堂に集め、12色の彩りのある魅力としてブラッシュアップすることで、今治市内外への発信力を格段に向上させ、今治ファンを増やし、今治市に来ていただく機会を創出します。

3つ目は、20年後のまちづくりに向けた取組でございます。市民が真ん中の視点から、今治みらい発掘プロジェクト12を通じて、市民の皆様とともに、ふるさと今治の未来について意見交換を重ね、今後のまちづくりを担っていただける人材の掘り起こしを行ってまいります。

こうした考えで取り組む合併20周年記念事業の費用につきましては、大半が、これまで各地域で、あるいは各部局で実施してきた事業の継続費用であり、それに今回は、20周年を契機に新規に始める事業や、既存事業に少しばかりの彩りを加える事業の経費をプラスしている形となっております。1月28日に開催されました今治市合併20周年記念事業オープニングイベントは、議員の皆様をはじめ、多くの市民の方々にも御参加いただき、今治みらい発掘隊員の任命式やトークイベントなどで大いに盛り上がりました。現在は、それぞれの地域単位でのみらい会議を順次開催しており、私自身も幾つかの会合をのぞいてみましたが、非常に熱心な議論が交わされており、参加されている皆様の今治愛に驚かされた次第でございます。

20周年記念事業はこれから1年間続きます。今治市内各地で様々な事業、市民が一体感を感じることができるような事業が展開されることから、その事前告知や開催結果については、機会あるごとに今治市内外に発信し、一人でも多くの皆様にこの記念事業に関わっていただけるよう努めてまいります。

私たちのふるさと今治の今、そして未来を描くために必要な絵筆も絵の具も既に手にしています。厳しい所与の条件の中で、市民の皆様から納得と共感をいただけるビジョンをいかに描けるかどうか、求められるのは具体的な行動でございます。今治家の市民総ぐるみで取り組むこの合併20周年記念事業を、どうか議員各位におかれましても自分事と捉えていただき、積極

的に御参加いただきますよう、伏してお願い申し上げます。

その他の御質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

○八木明人地域振興部長 上村議員御質問の合併20周年記念事業についての2番目と3番目に関しまして、私からお答えさせていただきます。

まず2番目、合併20周年記念式典の内容についてでございます。

合併20周年の佳節の年を、市民、議会、行政が共に本市の成長に思いをはせる機会として祝賀行事を執り行いたいと考えております。記念式典におきましては、これまで市政に対し、多大な御協力を賜りました方々を御招待させていただくとともに、市政発展のために御尽力いただきました方々の功績をたたえるため、各種表彰を予定しております。また、トークイベントや今治みらい発掘プロジェクト12の成果を皆様に御披露させていただくことを計画しております。

記念式典に要する費用でございますが、招待者への記念品、会場使用料及び案内状作成などの事務経費といたしまして395万2,000円を見込んでおります。委託料の500万円につきましては、記念式典の企画、会場設営、運営及びトークイベントなどの経費を見込んでおります。

次に、3番目、「市民がさんかくおむすび交流会」及び「グランドフィナーレ」の必要性についてでございます。

現在、今治みらい発掘プロジェクト12が今治市内各所で展開されており、これまでに、今治市内11地域のみらい会議を開催いたしました。地域への思いを真剣に語る発掘隊員の議論が白熱し、会議終了後も自発的なコミュニケーションが図られるなど、地域内外の交流の場として、予想を上回る成果が期待できるものと感じております。

市民がさんかくおむすび交流会は、プロジェクトを通じて地域を改めて見詰め直し、その何気ない魅力に気づく喜びや驚きの体験を基に、発掘隊員自らがトークイベントなどを通して発信することで、市民の皆さんが自分事として、より具体的に地域について考えていただく機会を創出しようとするものでございます。

一方で、グランドフィナーレにつきましては、地域の魅力を可視化したプロジェクトの成果物を活用し、市民参加型のイベントを開催しようとするものでございます。12の家族を1つに結ぶという思いを込めて、おむすびをキービジュアルとしてロゴマークを発表いたしました。スローフードとして、本市の重要な観光資源であるサイクリングとも親和性の高いおむすびをコンテンツに、今治市の魅力を全国に発信するため、プロジェクトで発案された各地域の食材を用いたおむすびのお披露目などを計画しております。

いずれも、幅広い世代の方に参加していただくための会場設営、運営費が主な経費となっております。約1年をかけて、「むすんだ絆、つながる未来」のキャッチフレーズの下、展開される各種記念事業を本フィナーレをもって締めくくるとともに、地域の魅力である「ヒト」「モノ」「コト」を未来につなぎ、次の20年へ向け、市民とともに力強く踏み出す事業として

まいります。

以上でございます。

○永田秀樹上下水道部長 上村議員御質問の防災・減災対策について、私からお答えさせていただきます。

まず、1番目の今治市の水道施設における耐震適合率と令和10年度末までの耐震改修に関する計画についてでございます。

令和3年度末時点での導水管、送水管、配水本管から成る基幹管路の耐震適合率は、全国平均では41.2%、愛媛県では32.9%でございます。そのような中、今治市は、水道事業効率化のための広域送水に伴う基幹管路の耐震化を積極的に進めてきた経緯もあり、53.5%と、全国平均を大きく上回っております。

次に、令和10年度末までの耐震改修計画についてでございますが、本市では、令和5年5月に今治市水道ビジョン（改訂版）を策定いたしました。その中で、医療機関や避難所などの重要給水施設に供給する管路を令和17年度までに100%耐震化する計画を打ち出しております。今後、これら重要給水施設への管路の耐震化を優先的に進めることに加え、引き続き、広域送水管の整備を進めることにより、基幹管路の耐震適合率は、令和10年度末には国の目標値である60%を達成する見込みであります。

なお、医療機関や避難所などの重要給水施設へつながる管路につきましては、基幹管路だけでなく、基幹管路と重要給水施設を結ぶ配水管に関しても耐震化を進めていく計画でございます。

次に、2番目の上水道等の長期間にわたる供給停止を避けるための対策についてでございます。

能登半島地震では、水道システム全ての施設が被災し、中でも、上流部の導水管や浄水施設が損傷したことにより、下流域に水が流れてこないことで漏水箇所の特定が困難となり、管路復旧が長期化する要因となっております。今治市水道ビジョン（改訂版）では、上流部の水源から高橋浄水場までの導水管の耐震化を最重要事業として位置づけております。この導水管は工業用水道との兼用施設であり、耐震化を進めることは、上水道だけでなく、工業用水道においても長期的な供給停止を回避するための対策となり得るものと考えております。

また、広域的な供給停止への対策としましては、本市の基幹浄水場である高橋浄水場と馬越浄水場のいずれか一方が機能不全に陥った場合、供給水量が不足し、断水に至ることが想定されます。そこで、バックアップ機能を向上させるため、2つの浄水場間を耐震性のある連絡管で結び、水を融通する事業も進めているところでございます。

これらのほか、本市は、高橋浄水場と同じセラミック膜ろ過装置を搭載した全国で唯一となる浄水車を保有しております。この浄水車は、1日当たり最大約1,200人分の生活用水を作る能力を有し、このたび、石川県志賀町にて支援活動を行っておりますが、被災した皆様には、

避難生活において、お風呂に入れることや洗濯ができることなど、大変喜ばれていると聞いております。

本市におきましても、非常時には長期断水を軽減する手段として、幅広い運用が可能になると考えております。今後起こり得る南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えるべく、こうした市民の暮らしを守るための対策を確実に講じ、有事の際には市民生活や経済活動への影響を最小化できるよう、引き続き、今治市水道ビジョン（改訂版）に沿った整備を着実に進めてまいります。

以上でございます。

○藤原秀博議長 以上で答弁は終わりました。

再質疑、再質問はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○藤原秀博議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 市長からは、ありがたいことに、議員としてしっかりと自分事としてこの合併20周年記念事業について考えるようにという御指導をいただきました。私が申していることは、結局、今回の事業も含めて、イベント色が強いイベントをするのであれば、きちんと説明が欲しいということではあるわけですので、しっかりと理事者として説明ができていないということについて、また考えていただけたらと思います。

合併20周年記念事業について、繰り返しますが、実施について、頭から反対しているわけでは決してありません。しかし、貧困、いじめ、不登校などを理由に、経済的、精神的に苦しんでいる今治市民が実際には存在しているわけですので、他の教育、福祉事業等とのバランスなども十分に考慮して、事業の実施について検討すべきだと考えます。合併20周年記念事業の必要性、委託の内容、事業の効果等については、明日から始まる予算特別委員会ですっきり質問させていただきます。

次に、防災・減災対策についてですが、内山議員の質問に対する市長答弁にもありましたが、マグニチュード9.0の巨大地震と、それに伴う大津波により、死者・行方不明者合わせて2万2,200人以上に上る甚大な被害を出した東日本大震災から今日で13年になります。今回の能登半島地震までの地震の発生状況を時系列にまとめてみると、平成7年に阪神・淡路大震災、平成16年に新潟中越地震、平成23年に東日本大震災、平成28年に熊本地震、平成30年に北海道胆振東部地震というように、近年、大きな地震が頻繁に起きています。加えて、地球の温暖化により、台風、洪水、土砂災害などの自然災害は毎年のように発生し、年を追うごとに激甚化しています。災害が起こるたび、該当の自治体だけでなく、日本中の自治体はその時々々の点検を、そして改修工事等を行ってはいります。しかし、インフラ整備に多額な経費がかかるため、今回の奥能登地方のように、前兆となる地震が度々起きていたにもかかわらず、抜本的な対応ができず、上水道等の耐震化など、課題が残されたままになっているところが多くあります。

答弁にもありましたが、今治市の場合は、重要給水施設管路の耐震化事業については、令和17年度に重要給水施設への耐震化率100%を目指して事業を実施することになっております。しかし、完成までにはまだ10年以上あるわけですので、いつ起こるか分からない災害に対しては、前倒しして、一年でも早く目標が達成できるよう事業を進めるべきだと考えます。財政的な裏づけがないと難しいことは分かっていますが、ぜひ前向きに検討していただき、市民の命、市民の生活を守るため、万全を期していただけたらと思います。

再質疑、再質問はありません。以上で私の質問を終わります。